平成２３年（フ）第６８３５号
東京都渋谷区笹塚３丁目28―２　和田方
破産者　菅澤　俊彦
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０６８号
東京都足立区舎人５丁目26―10―205
破産者　松本　喜孝
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０６９号
東京都足立区舎人５丁目26―10―205
破産者　松本　文子
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７８１３号
東京都練馬区関町南１丁目11―11―102
破産者　安士　信行
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８３５２号
千葉県船橋市宮本９丁目11番１―1304号
破産者　株式会社ル・パルク
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８３５３号
千葉県船橋市宮本９丁目11番１―1304号
破産者　二階堂文男
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８３９３号
東京都青梅市新町３丁目16番地の14　木蓮屋ビル２階
破産者　有限会社クリスタル企画
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８４８６号
東京都港区南麻布２丁目12番３号
破産者　合同会社芝公園ツー
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８４８９号
東京都千代田区神田小川町２丁目１番地日米ビル５Ｆ
破産者　メジャーエステート株式会社
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８４９０号
東京都足立区綾瀬７丁目23―７―701
破産者　小川　　勝
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８４９９号
東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目27番５号
破産者　稲光商事株式会社
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８５０２号
東京都文京区本郷２丁目27番８号
破産者　クール株式会社
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８５０３号
東京都文京区本郷２丁目27番８号
破産者　株式会社コミュニティ・スクエア
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８５０４号
東京都文京区湯島３丁目19番11号
破産者　サン企画株式会社
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８５０５号
東京都文京区湯島３丁目19番11号
破産者　株式会社サウンドクリエイト
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８５０６号
東京都江戸川区東小松川２丁目７－１　自靖会老健施設めぐみ、住民票上の住所東京都中央区新川１丁目17―11―1102
破産者　田賀　　紘
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８５２５号
東京都大田区大森北１丁目４番２号
破産者　有限会社鳥のよしひろ
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８５２６号
東京都大田区大森本町２－５－６―301、住民票上の住所東京都大田区大森北１丁目４－２　鳥のよしひろ
破産者　岩田　文雄
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８５２７号
東京都大田区大森本町２－５－６―301、住民票上の住所東京都大田区大森北１丁目４－２　鳥のよしひろ
破産者　岩田　陽子
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８５５６号
東京都港区南青山２丁目２番６号―1101
破産者　株式会社ジェナス
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８５５７号
埼玉県鴻巣市広田3388―６
破産者　井上　浩之
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８５７１号
東京都渋谷区神泉町10番２号
破産者　有限会社テンプランニングプロダクション
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部